

# 「家族に負担押しつけているだけ」

職場の「利用料」をとられるなんて……。かつて炭鉱の街として栄えた福岡県田川市。障害者が働く施設「第2つじの里」に通う平島龍磨さん(41)は、十数人の仲間とクリーカーやパンを焼いて働きながら、やりきれない気持ちを抑えきれない。

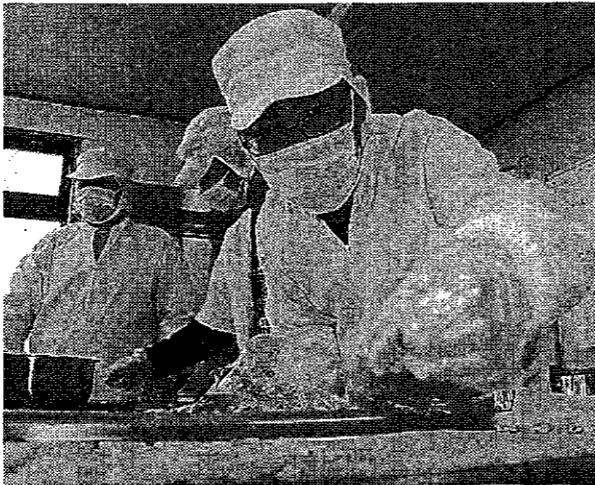
「利用料」は、働き始めた07年春、毎月7500円だった。今は減免措置で1500円だが、月収はわずか9千円。06年度に施行された「障害者自立支援法」に基づき、福祉サービスの原則1割を自己負担する」となって「利用料」が発生した。自立支援法では食費も自己負担になり、これが毎月660

年春、毎月7500円だった。

今は減免措置で1500円だが、月収はわずか9千円。06年度に施行された「障害者自立支援法」に基づき、福祉サービスの原則1割を自己負担する」となって「利用料」が発生した。自立支援法では食費も自己負担になり、これが毎月660

## 公貧 社会 支え合いを 求めて

### 厚労省の罪⑤



## 職場に「利用料」消える月収

0円。月収は消えてしまう。高校卒業後、金属加工会社などで働いていたが、35歳の秋に突然、眼球の上下振動が止まらない症状に見舞われた。「まるで信状態の悪いテレビ画像だった」。1年後、小脳の萎縮で平衡感覚や運動機能が衰える進行性の難病と分かった。原因はわからず、治療法も確立していない。

運転免許は手放した。自宅から「つくしの里」まで、ゆっくりなら乗れる自転車で40分ほどかかる。平日は定時の朝10時より1時間早く出勤し、1日100円の早出手当をもらひ。午後は定時

と、所得(負担能力)に応じた「応益負担」だった。これが自立支援法で「受益(利用したサービス)に応じた負担」という「応益負担」に変わり、負担率は1割に決められた。

障害者の自己負担はもともと、所得(負担能力)に応じた「応益負担」だった。これが自立支援法で「受益(利用したサービス)に応じた負担」という「応益負担」に変わった。負担率は1割に決められた。

平島さんは障害の程度がまだ軽く、障害基礎年金がない。昨年秋から施設近くの布団工場で実習を始め、1日2100円の工賃が入るようになつた。それでも生活は両親頼みだ。交通費を節約しようと自転車で3時間かけて通院することもある。

昨年9月、福岡県庁を訪れた際、担当職員から「施設を利用しているのだから費用が発生します」と言われた。「公務員は、府舎や机の利用料をとられましたか」。こう言いかけて平島さんは言葉をのみ込んだ。「自己負担は、名前はいいが実態は正反対です」

年間の見直しについてはは部会では結論が出ず、厚労省は動かなかつた。

埼玉県蓮田市にある身体障害者の入所施設「蓮田太陽の里」。3月上旬の午前、入所者による車いすがいくつかる。以前の支援制度では対象外だった精

回を打ち出したが、実際の負担水準は減免措置後の現状を維持する方針で、障害者の反発はない。

社会保険審議会・障害者部会のぞいた。障害者自立支援法には「施行3年後の見直し」が盛り込まれており、それに向けた大詰めの会合だった。

利用者が費用を支払うこと、事業者と対等な関係に立つことができる。事務局を務める厚労省が作った資料に、原則1割負担の「意義」を強調するこんな一節があつた。複数の委員がすぐに反論した。「そんな意見が部会で出た認識はない」「障害者や家族の意向ではなく、行政側が考えた内容じゃないの

をこねた。つきそう母の宇代さん(67)は「今日は少し、ぱうっとしてますね」。高校卒業後、金属加工会社などで働いていたが、35歳の秋に突然、眼球の上下振動が止まらない症状に見舞われた。「まるで信状態の悪いテレビ画像だった」。1年後、小脳の萎縮で平衡感覚や運動機能が衰える進行性の難病と分かった。原因はわからず、治療法も確立していない。

運転免許は手放した。自宅から「つくしの里」まで、ゆっく

りなら乗れる自転車で40分ほどかかる。平日は定時の朝10時より1時間早く出勤し、1日100円の早出手当をもらひ。

障害者の自己負担はもともと、所得(負担能力)に応じた「応益負担」だった。これが自立支援法で「受益(利用したサービス)に応じた負担」という「応益負担」に変わった。負担率は1割に決められた。

平島さんは障害の程度がまだ軽く、障害基礎年金がない。昨年秋から施設近くの布団工場で実習を始め、1日2100円の工賃が入るようになつた。それでも生活は両親頼みだ。交通費を節約しようと自転車で3時間かけて通院することもある。

昨年9月、福岡県庁を訪れた際、担当職員から「施設を利用しているのだから費用が発生します」と言われた。「公務員は、府舎や机の利用料をとられましたか」。こう言いかけて平島さんは言葉をのみ込んだ。「自己負担は、名前はいいが実態は正反対です」

年間の見直しについてはは部会では結論が出ず、厚労省は動かなかつた。

埼玉県蓮田市にある身体障害者の入所施設「蓮田太陽の里」。3月上旬の午前、入所者による車いすがいくつかる。以前の支援制度では対象外だった精

回を打ち出したが、実際の負担水準は減免措置後の現状を維持する方針で、障害者の反

発はない。

社会保険審議会・障害者部会のぞいた。障害者自立支援法には「施行3年後の見直し」が盛り込まれており、それに向けた大詰めの会合だった。

利用者が費用を支払うこと、事業者と対等な関係に立つことができる。事務局を務める厚労省が作った資料に、原則1割負担の「意義」を強調するこんな一節があつた。複数の委員がすぐに反論した。「そんな意見が部会で出た認識はない」「障害者や家族の意向ではなく、行政側が考えた内容じゃないの

拓生さんは月に約8万3千円の障害基礎年金を受け取っているが、施設入所に伴う1割負担と食費、光熱費の負担は6万円を超える。入所者の手元に2万5千円を残す減免措置があり、実際の負担額は6万円弱になる

低体重児で生まれた拓生さんは重い脳性まひにかかり、四肢は不自由と知的障害を抱える最重

度の障害者だ。

## まず財源確保ありき

「財務省から力は弱い。他の部局から予算を回してもうらため、担当者は『省内をかけずり回つて頭を下さ』といふ」

とその家族3人は昨年10月末、「原則1割の自己負担を求める『障害者自立支援法は、憲法の『法の平等』に反する』などして、全国8地裁に一斉提訴した。障害者の反発や世論の批判を受け、与党は先月、自立支援法見直しのプロジェクトチームで、サービス利用額の1割を自己負担とする「応益負担」を自己負担とする「応益負担」を撤回する方針を打ち出した。

拓生さんは月に約8万3千円の障害基礎年金を受け取っているが、施設入所に伴う1割負担と食費、光熱費の負担は6万円を超える。入所者の手元に2万5千円を残す減免措置があり、実際の負担額は6万円弱になる

低体重児で生まれた拓生さんは重い脳性まひにかかり、四肢は不自由と知的障害を抱える最重

度の障害者だ。

拓生さんは月に約8万3千円の障害基礎年金を受け取っているが、施設入所に伴う1割負担と食費、光熱費の負担は6万円を超える。入所者の手元に2万5千円を残す減免措置があり、実際の負担額は6万円弱になる

低体重児で生まれた拓生さんは重い脳性まひにかかり、四肢は不自由と知的障害を抱える最重

度